

北海道地域防災計画

(原子力防災計画編)

令和5年（2023年）1月
北海道防災会議

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 第3節 計画の基本方針 | 1 |
| 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 | 2 |
| 第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 | 2 |
| 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 | 2 |
| 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 | 2 |
| 第6節 原子力災害に至らない事故への対応 | 3 |
| 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 3 |
| 1 北海道 | 3 |
| 2 北海道警察本部 | 4 |
| 3 北海道教育委員会 | 4 |
| 4 関係町村 | 4 |
| 5 消防機関 | 4 |
| 6 指定地方行政機関 | 5 |
| 7 自衛隊 | 6 |
| 8 指定公共機関 | 6 |
| 9 指定地方公共機関 | 7 |
| 10 公共的団体等 | 7 |
| 11 原子力事業者 | 7 |
| 第2章 原子力災害事前対策 | 8 |
| 第1節 泊発電所における予防措置等の責務 | 8 |
| 1 泊発電所における安全確保 | 8 |
| 2 泊発電所における防災体制の確立 | 8 |
| 第2節 原子力防災体制等の整備 | 8 |
| 1 原子力防災対策部会の設置 | 8 |
| 2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議 | 8 |
| 3 原子力防災要員等の届出の受理 | 8 |
| 4 立入検査の実施等 | 8 |
| 5 泊発電所に関する安全確保 | 9 |
| 6 広域的な応援体制の整備 | 9 |
| 7 長期化に備えた動員体制の整備 | 10 |
| 8 緊急事態応急対策等拠点施設の整備等 | 10 |
| 9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 | 10 |
| 10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 | 10 |
| 第3節 避難収容活動体制の整備 | 10 |
| 1 避難等に関する計画の作成 | 10 |
| 2 避難所等の確保等 | 11 |
| 3 要配慮者等に対する配慮 | 12 |
| 4 学校等施設における避難計画の整備 | 13 |
| 5 観光客等の安全確保体制の充実 | 13 |
| 6 住民等の避難状況の確認体制の整備 | 13 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 7 避難所・避難方法等の周知 | 13 |
| 第4節 通信連絡体制の整備 | 13 |
| 1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 | 13 |
| 2 住民等に対する情報伝達体制の整備 | 14 |
| 第5節 緊急時モニタリング体制の整備 | 14 |
| 1 緊急時モニタリング要員等の体制整備 | 14 |
| 2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備 | 14 |
| 第6節 原子力災害医療活動体制の整備 | 15 |
| 1 原子力災害医療体制の整備 | 15 |
| 2 医療活動用資機材、体制の整備 | 15 |
| 3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 | 15 |
| 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 | 16 |
| 第7節 防災資機材の整備 | 16 |
| 第8節 防災対策資料の整備 | 16 |
| 1 泊発電所に関する資料 | 16 |
| 2 社会的環境に関する資料 | 16 |
| 3 自然的環境に関する資料 | 16 |
| 第9節 行政機関の業務継続計画の策定 | 16 |
| 第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発 | 17 |
| 第11節 防災業務関係者の人材育成 | 17 |
| 第12節 原子力防災訓練の実施 | 18 |
| 1 道の原子力防災訓練の実施 | 18 |
| 2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 | 18 |
| 第13節 泊発電所上空の飛行規制 | 18 |
| 1 国（国土交通省）の規制措置 | 18 |
| 2 原子力事業者の措置 | 18 |
| 第3章 緊急事態応急対策 | 19 |
| 第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 | 19 |
| 1 情報収集事態発生情報の連絡 | 19 |
| 2 警戒事態発生情報の連絡 | 19 |
| 3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 | 19 |
| 4 応急対策活動情報の連絡 | 21 |
| 5 一般通信回線が使用できない場合の対処 | 21 |
| 第2節 応急活動体制 | 23 |
| 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 | 23 |
| 2 第1非常配備（初期活動体制） | 24 |
| 3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置） | 25 |
| 4 第3非常配備（災害対策本部の設置） | 27 |
| 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 | 32 |
| 1 住民等に対する広報 | 32 |
| 2 道の行う広報及び指示伝達 | 32 |
| 3 関係町村の行う広報及び指示伝達 | 33 |
| 4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 | 33 |
| 5 その他の防災関係機関の行う広報 | 33 |
| 第4節 緊急時モニタリング | 35 |
| 1 緊急時モニタリング体制 | 35 |

| | | |
|------------|----------------------------------|-----------|
| 2 | 緊急時モニタリングの実施 | 38 |
| 3 | 緊急時モニタリング結果の報告 | 38 |
| 第5節 | 防護対策 | 39 |
| 1 | 防護対策の実施 | 39 |
| 2 | 避難等の誘導 | 43 |
| 3 | 一時滞在場所の設置 | 43 |
| 4 | 要配慮者等への配慮 | 44 |
| 5 | 観光客等の安全確保 | 44 |
| 6 | 学校等施設における避難措置 | 45 |
| 7 | 仮設住宅等の活用 | 45 |
| 8 | 警戒区域の設定 | 45 |
| 9 | 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置 | 45 |
| 10 | 防護対策区域及び警戒区域内の警備 | 45 |
| 11 | 防災業務関係者の防護対策 | 45 |
| 12 | 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策 | 46 |
| 13 | 飲食物の摂取制限等の設置 | 46 |
| 第6節 | 感染症対策 | 46 |
| 第7節 | 原子力災害医療活動 | 47 |
| 1 | 原子力災害医療活動の基本的体制 | 47 |
| 2 | 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制 | 48 |
| 3 | 原子力災害医療活動等の実施 | 50 |
| 第8節 | 緊急輸送活動及び必需物資の調達 | 53 |
| 1 | 緊急輸送活動 | 53 |
| 2 | 生活必需物資の調達 | 54 |
| 第9節 | 行政機関の業務継続計画に係る措置 | 54 |
| 第10節 | 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 | 55 |
| 第4章 | 原子力災害中長期対策 | 56 |
| 第1節 | 緊急事態解除宣言後の対応 | 56 |
| 第2節 | 現地事後対策連絡会議の出席等 | 56 |
| 第3節 | 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | 56 |
| 第4節 | 放射性物質による環境汚染への対処 | 56 |
| 第5節 | 各種制限措置等の解除 | 56 |
| 第6節 | 損害賠償の請求等に必要な資料の作成 | 57 |
| 1 | 被災住民の登録 | 57 |
| 2 | 損害調査の実施 | 57 |
| 3 | 健康調査の実施 | 57 |
| 4 | 諸記録等の作成 | 57 |
| 第7節 | 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 | 57 |
| 第8節 | 被災者等の生活再建等の支援 | 57 |
| 第9節 | 風評被害等の影響の軽減 | 58 |
| 第10節 | 被災中小企業等に対する支援 | 58 |
| 第11節 | 心身の健康相談体制の整備 | 58 |
| 第12節 | 物価の監視 | 58 |
| 第13節 | 原子力事業者の災害復旧対策 | 58 |
| 1 | 災害復旧計画の作成 | 58 |
| 2 | 道等が行う災害復旧対策への協力 | 58 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 3 損害賠償請求等への対応 | 58 |
| 別添1 「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」 | 59 |
| 別添2 「OILと防護措置について」 | 62 |
| 《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について | 63 |

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。

なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。

この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成したものである。

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第3節 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

本計画においては、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、万が一の原子力災害に備えて迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。

なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、おおむね半径5キロメートル圏の予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）と、おおむね半径30キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）とする。

また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。

泊発電所施設の状況及び周辺地域図

（資料1-4-1）

第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

- ・情報収集事態（泊村（所在村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

（別添1）

※EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル…原子力施設等の状態に基づく緊急事態の判断基準

注）原災法が改正されるまで、本計画では、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。

| 緊急事態区分 | 原災法等の用語 |
|------------------|-----------------------------|
| 警戒事態 EAL（AL） | 警戒事象 |
| 施設敷地緊急事態 EAL（SE） | 特定事象（原災法第10条） |
| 全面緊急事態 EAL（GE） | 原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条） |

※（AL）=Alert、（SE）=Site area Emergency、（GE）=General Emergency

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、空間放射線量率等に基づく防護措置の実施基準であるOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

OILと防護措置について

（別添2）

第6節 原子力災害に至らない事故への対応

道は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時から放射線監視体制を整備するとともに原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡があった場合、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

1 北海道

| 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|---|----------|
| (1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。 (7) 防災資機材の整備に関すること。 (8) 防災対策資料の整備に関すること。 (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (10) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。 (11) 災害対策本部の設置に関すること。 (12) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 (13) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること。 (14) 緊急時モニタリングに関すること。 (15) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (17) 原子力災害医療活動に関すること。 (18) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 (19) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 (20) 各種制限措置の解除に関すること。 (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 (22) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 | 原子力安全対策課 |

2 北海道警察本部

| 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|---|--------|
| (1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。 | 警備部警備課 |

3 北海道教育委員会

| 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|---|-----------------|
| (1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。 | 教育庁 総務政策局総務課 |

4 関係町村

| 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|---|---|
| (1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。 (9) 災害対策本部の設置に関すること。 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 (14) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 (15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 (16) 各種制限措置の解除に関すること。 (17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。 (18) 業務継続計画の作成、運用に関すること。 | 泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町危機管理課 神恵内村総務課 寿都町総務財政課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 倶知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課 |

5 消防機関

| 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|---|--|
| (1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。 (2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (3) 傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 | 岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課 |

6 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 | 連絡の窓口 |
|------------|---|-----------------|
| 北海道総合通信局 | (1) 通信の確保にすること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営にすること。 | 防災対策推進室 |
| 北海道財務局 | (1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 | 総務課 |
| 北海道厚生局 | (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。 | 総務課 |
| 北海道労働局 | (1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。 | 監督課 |
| 北海道農政事務所 | 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。 | 企画調整室 |
| 北海道森林管理局 | 国有林野の山地災害対策に関すること。 | 企画課 |
| 北海道経済産業局 | 被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。 | 総務課 |
| 北海道産業保安監督部 | 関係職員の派遣に関すること。 | 管理課 |
| 北海道開発局 | 国道の通行確保に関すること。 | 防災課 |
| 北海道運輸局 | (1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること。 (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること。 | 総務部安全防災・危機管理調整官 |
| 東京航空局 | (1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。 | 総務課 |
| 北海道地方測量部 | (1) 地理空間情報の活用の支援・協力に関すること。 (2) 防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 | 防災情報管理官 |
| 札幌管区气象台 | (1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 | 業務課 |
| 第一管区海上保安本部 | (1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 | 警備救難部環境防災課 |
| 北海道地方環境事務所 | 環境保全対策に関すること。(放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関することを含む。) | 総務課 |

7 自衛隊

| 機関名 | 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|------------|--|------------|
| 陸上自衛隊北部方面隊 | (1) 緊急時モニタリングの支援に関する事 (2) 被害状況等の把握に関する事 (3) 避難の救助に関する事 (4) 行方不明者の捜索・救助に関する事 (5) 消防活動に関する事 (6) 救護に関する事 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関する事 (8) 避難退域時検査等に関する事 (9) その他(生活支援等)。 | 北部方面総監部運用室 |

8 指定公共機関

| 機関名 | 事務又は業務 | 連絡の窓口 |
|--------------------------|---|-------------------|
| 日本郵便株式会社 北海道支社 | (1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事 (2) 郵便の非常取扱に関する事 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事 | 総務・人事部 |
| 北海道旅客鉄道株式会社 | 救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関する事 | 工事課 |
| 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社 | 救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関する事 | 北海道保全技術センター |
| 東日本電信電話株式会社 北海道事業部 | 電気通信の確保に関する事 | 災害対策室 |
| 株式会社NTTドコモ 北海道支社 | 移動電気通信の確保に関する事 | 災害対策室 |
| KDDI株式会社 北海道総支社 | 移動電気通信の確保に関する事 | 管理部 |
| ソフトバンク株式会社 | 電気通信の確保に関する事 | 東北・北海道総務課 |
| 日本赤十字社北海道支部 | (1) 医療救護に関する事 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと | 事業推進課 |
| 日本放送協会札幌放送局 | (1) 原子力防災に係る知識の普及に関する事 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事 | 放送部 |
| 東日本高速道路株式会社 北海道支社 | 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと | 道路事業部事業統括課 |
| 日本通運株式会社 札幌支店 | 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事 | 総務課 |
| 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 | 専門家の派遣、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関する事 | 原子力緊急時支援・研修センター |
| 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 | 原子力災害医療、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関する事 | 放射線緊急時支援センター業務調整室 |

9 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 | 連絡の窓口 |
|---|---|--|
| 北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウ ェーブ 株式会社STVラジオ | (1) 原子力防災に係る知識の普及に関 すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に 関すること。 | 報道部 報道部 報道部 報道部 報道部 編成制作部 業務部 編成制作部 |
| 一般社団法人北海道医師会 | 医療救護に関すること。 | 事業第二課 |
| 公益社団法人北海道トラッ ク協会及び7地区一般社団 法人トラック協会 | 災害時における救急物資及び災害対策 用資材等の緊急輸送に関すること。 | 総務部 |
| 一般社団法人北海道バス協 会 | 災害時における人員等の緊急輸送に関 すること。 | 事務局 |
| 一般社団法人北海道建設業 協会 | 災害時における応急対策業務に関す ること。 | 事務局 |
| 一般社団法人北海道警備業 協会 | 災害時における交通誘導業務及び避難 所の警備等に関すること。 | 事務局 |

10 公共的団体等

漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。

11 原子力事業者

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 | 連絡の窓口 |
|---------------|--|---------------------------|
| 北海道電力株式会 社 | (1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 泊発電所の災害予防に関すること。 (3) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関 すること。 (4) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備 に関すること。 (6) 防災資機材の整備に関すること。 (7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関す ること。 (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関 すること。 (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。 (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。 (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防 災対策に対する協力に関すること。 (14) 汚染の除去等に関すること。 (15) 災害復旧に関すること。 | 原子力事業統 括部原子力業 務グループ |

第2章 原子力災害事前対策

本章は、基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 泊発電所における予防措置等の責務

1 泊発電所における安全確保

原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。

2 泊発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。

第2節 原子力防災体制等の整備

1 原子力防災対策部会の設置

北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。

北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等

(資料2-2-1)

2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議

道及び泊村(所在村)は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。

この場合、道は直ちに泊村(所在村)を除く関係町村(以下「関係周辺町村」という。)に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。

3 原子力防災要員等の届出の受理

道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

- (1) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況
- (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

4 立入検査の実施等

国、道及び泊村(所在村)は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。

また、国は、原子力運転検査官を現地に派遣し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。

5 泊発電所に関する安全確保

道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などにに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、上席放射線防災専門官等と連携し、環境放射線モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。

また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。

6 広域的な応援体制の整備

(1) 防災関係機関相互の連携

道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。

(2) 広域的な活動協力体制

原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

広域的な応援協力体制

(資料2-2-2)

広域応援協定

(資料2-2-3)

(3) 警察災害派遣隊

北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。

(5) 自衛隊の活動拠点

自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。

自衛隊の活動拠点

（資料2-2-4）

7 長期化に備えた動員体制の整備

道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

8 緊急事態応急対策等拠点施設の整備等

(1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

北海道原子力防災センター概要

（資料2-2-5）

(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターを代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。なお、事態の進展や複合災害の状況等によっては、必要に応じて北海道後志総合振興局又は北海道庁をオフサイトセンターの代替として活用するものとする。

9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

道は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。

第3節 避難収容活動体制の整備

1 避難等に関する計画の作成

(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。（第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。）なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。

ア 予防的防護措置を準備する区域：P A Z

放射性物質の環境への放出前の段階から、E A Lに応じて迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、P A Z内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

（注）施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とはP A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

（ア） 要配慮者（基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）

（イ）又は（ウ）に該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

（イ） 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

（ウ） 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

イ 緊急防護措置を準備する区域：U P Z

O I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。

ウ 避難先は原則、U P Z外とし、市町村の境界を越えた避難計画の作成には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。

なお、計画の作成に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の要配慮者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。

（2）関係町村は、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項をあらかじめ把握し、又は定めておくものとする。

（ア）人口

（イ）地区の連絡責任者

（ウ）バス集合場所（所在地）

（エ）避難所（所在地）

（オ）避難方法及び避難経路

（カ）コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員数）

（キ）自家用自動車（船舶）数

（ク）移送を要する推定人員

（ケ）その他必要事項

（3）関係町村は、避難計画による避難等を実効性のあるものとするため、防災関係機関と連携し、渋滞が予測される箇所における避難誘導方法等に関する情報等を共有するとともに、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのしおりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。

2 避難所等の確保等

（1）避難所の確保

避難の長期化を想定し、避難所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、旅館又はホテル等を避難所とする。

道は、関係町村の避難所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、避難体制を整備するものとする。

関係町村は、道の協力のもと、避難所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る協定等を締結するなど、必要な対応を行う。

(2) 一時滞在場所の整備

道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ一時滞在場所の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。

(3) 仮設住宅の建設に向けた整備

道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能性を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

道は、国及び関係町村と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。

3 要配慮者等に対する配慮

(1) 道は、要配慮者及び一時滞在中者（以下「要配慮者等」という。）への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

イ 要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。

ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。

エ 災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する介護保険施設、障害者支援施設等と同種若しくは類似の施設等に避難先が確保できるよう、当該施設等に対して、施設等間における利用者の受け入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導體制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定等に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。

(4) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設等の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。

5 観光客等の安全確保体制の充実

道及び関係町村は、原子力災害対策重点区域内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者（以下「観光客等」という。）の安全が確保されるよう宿泊事業者や観光事業者（以下「宿泊事業者等」という。）に対し、原子力災害時の対応を取りまとめた「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」（以下「観光客初動対応マニュアル」という。）を周知するほか、研修会の開催や防災訓練の実施、多言語対応の動画・パンフレットなど啓発用資料の作成・配付等により、原子力災害時の対応等について、宿泊事業者等や国際協力団体等への普及啓発を進め、観光客等の安全確保体制の充実を図るものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。

7 避難所・避難方法等の周知

関係町村は、避難所、避難退域時検査場所、避難方法（バス等で避難する場合の集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずることもあることを併せて周知するものとする。

第4節 通信連絡体制の整備

1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備

道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努める。また、複合災害に備え、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど、災害に強い通信連絡体制の充実強化を図るものとする。

道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

(資料2-4-1)

2 住民等に対する情報伝達体制の整備

道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確、かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。

第5節 緊急時モニタリング体制の整備

道は、原子力災害対策指針等に基づき、上席放射線防災専門官やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ確かな緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。

なお、国は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。

1 緊急時モニタリング要員等の体制整備

(1) 道及び関係町村の体制整備

道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ確かな実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。

関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。

道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

(2) 国等の体制整備

国（原子力規制委員会）、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。

(3) 原子力事業者の体制整備

原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。

緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

（資料2-5-1）

2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備

(1) 道が行う設備・機器等の整備

道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境の放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。

なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（原子力規制委員会）の環境放射線水準調査による観測データも活用する。

(2) 国等が行う設備・機器等の整備

国（原子力規制委員会）、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。

(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備

原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーベイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 環境放射線テレメータシステム図 | (資料2-5-2) |
| リアルタイム線量測定システム図 | (資料2-5-3) |
| 気象・海象観測機器の整備状況 | (資料2-5-4) |
| 道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況 | (資料2-5-5) |

第6節 原子力災害医療活動体制の整備

1 原子力災害医療体制の整備

道は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）の整備を図るなど、原子力災害医療体制を整備・維持するものとする。

原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療派遣チームの設置など原子力災害医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。

また、原子力災害医療活動を充実強化するため、既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な原子力災害医療体制の構築に努めるものとする。

なお、国は、原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う高度被ばく医療センター及び平時から原子力災害拠点病院等に対する支援等を行う原子力災害医療・総合支援センターを指定することとしている。

2 医療活動用資機材、体制の整備

道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

| | |
|---------------------|-----------|
| 原子力災害医療活動用資機材等の配備状況 | (資料2-6-1) |
| 安定ヨウ素剤の配備状況 | (資料2-6-2) |

3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築

道は、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図り、医療関係者に対する専門的な研修や訓練を実施するものとする。また、道は、原子力災害医療・総合支援センターと連携して、被ばく傷病者等に対する初期診療等を担う原子力災害拠点病院等に医療関係者を積極的に関与させるなど、原子力災害医療ネットワークの構築に努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

道は、原子力災害対策指針を踏まえ関係町村、医療機関等と連携して、住民等への安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の服用が行える体制を構築するものとし、その手続きについては別途定めるものとする。

第7節 防災資機材の整備

道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における避難等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。

防災資機材の整備状況

(資料2-7-1)

第8節 防災対策資料の整備

道及び関係町村は、国、原子力事業者及びその他関係機関と連携し、原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策の実施に資するため、この節に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。

1 泊発電所に関する資料

施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真
(道及びオフサイトセンター等に備え付け)

2 社会的環境に関する資料

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 人口に関する資料 | (資料2-8-1～資料2-8-3) |
| (2) 道路及び陸上輸送に関する資料 | (資料2-8-4～資料2-8-8) |
| (3) 港湾及び海上輸送に関する資料 | (資料2-8-9～資料2-8-12) |
| (4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 | (資料2-8-13～資料2-8-15) |
| (5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 | (資料2-8-16～資料2-8-17) |
| (6) 避難者収容施設に関する資料 | (資料2-8-18～資料2-8-19) |
| (7) 医療施設等に関する資料 | (資料2-8-20～資料2-8-23) |
| (8) 飲料水及び農林水産物に関する資料 | (資料2-8-24～資料2-8-32) |

3 自然的環境に関する資料

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書等を道及びオフサイトセンター等に備え付け) | |
| (2) 気象・海象に関する資料 | (資料2-8-33～資料2-8-35) |

第9節 行政機関の業務継続計画の策定

道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、環境放射線モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 要配慮者への支援に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- (8) その他必要と認める事項

第11節 防災業務関係者の人材育成

道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。

なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の施設に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリングに関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療活動に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第12節 原子力防災訓練の実施

1 道の原子力防災訓練の実施

道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、EALに応じた予防的な防護措置やOILに基づく避難等を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、道は訓練を実施した後、関係町村や防災関係機関等に対する事後調査を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。

- (1) 災害対策本部等設置運営訓練
- (2) 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療活動訓練
- (6) 住民広報訓練
- (7) 住民避難訓練

2 国の総合的な原子力防災訓練への参画

道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。

第13節 泊発電所上空の飛行規制

泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。

1 国（国土交通省）の規制措置

泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02′17″東経140°30′47″の地点を中心とする半径2ノーチカル・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。

泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。

なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。

2 原子力事業者の措置

原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

第1節 事故状況等の把握及び通報連絡

泊発電所において、警戒事態等が発生した場合には、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

1 情報収集事態発生情報の連絡

知事は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、職員の動員・配備等の必要な体制をとるものとする。

2 警戒事態発生情報の連絡

知事は、原子力規制委員会から警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 泊発電所異常事態通報様式 | (資料3-1-1) |
| 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準 | (資料3-1-2) |
| 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 | (資料3-1-3) |

3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

(1) 原子力防災管理者の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに、所定の様式（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令に定める「第10条通報」様式）により国、道、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。

| | |
|--------------------|-----------|
| 原災法第10条第1項に基づく通報基準 | (資料3-1-4) |
|--------------------|-----------|

(2) 国の通報連絡

ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。

- ・ P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。
- ・ U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。
- ・ U P Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。

イ 原子力運転検査官等現地に派遣された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。

また、原子力防災専門官は、(3)のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力運転検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。

原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

(資料3-1-5)

(3) 道の通報連絡

ア 道は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値（敷地境界付近等で $5 \mu\text{Sv/h}$ ）を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。

イ 道は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。

- ・ P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること
- ・ U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること

(4) 関係町村の通報連絡

関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。

(5) 消防本部の通報連絡

岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長及び北後志消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うものとする。

4 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- イ 道は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 道は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 道は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

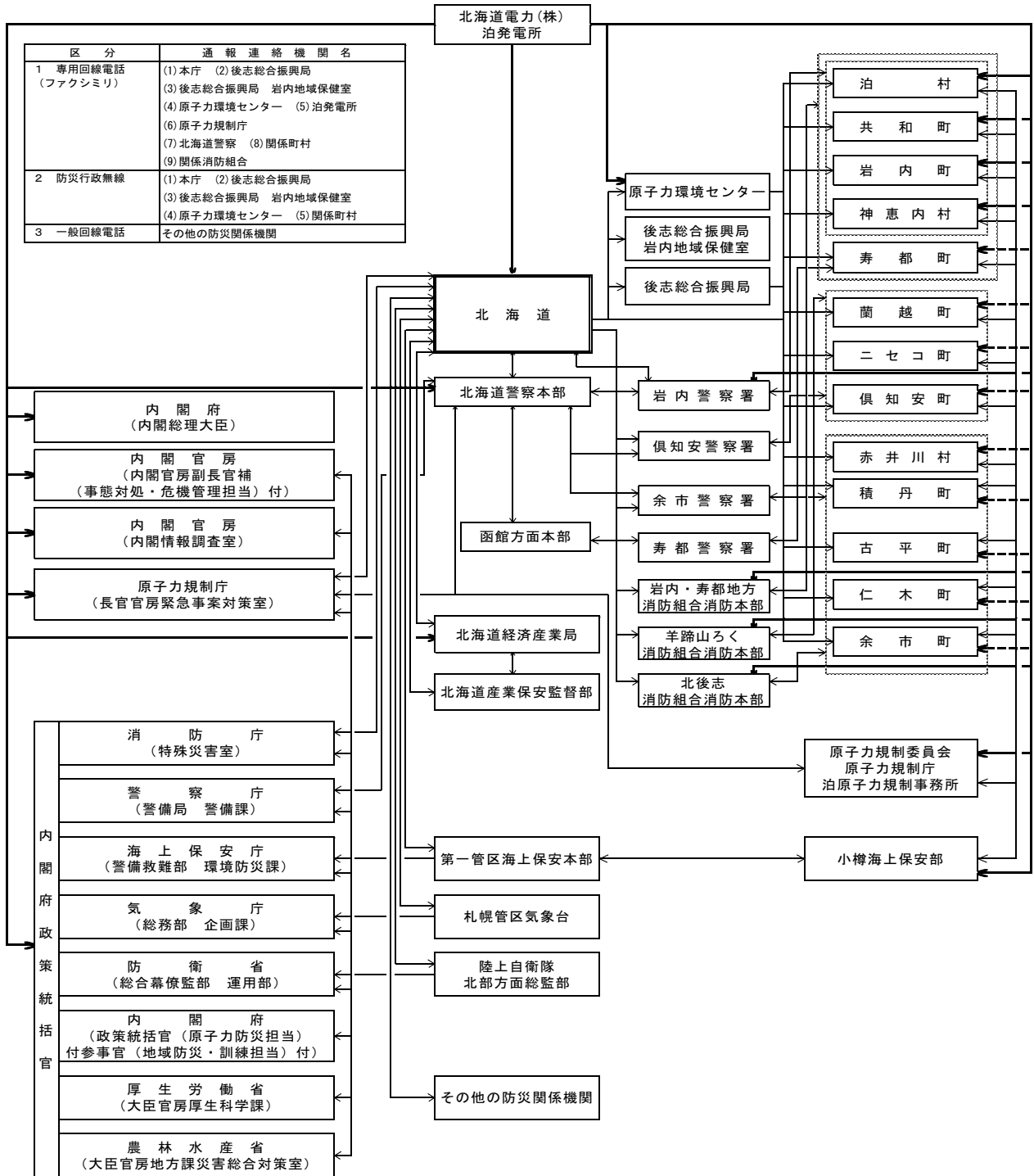
(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ア 道は、国の原子力災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- イ 道は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

5 一般通信回線が使用できない場合の対処

道は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

図 3-1-1 緊急時通報連絡系統図



* 原子力災害合同対策協議会設置後は、オフサイトセンターに参集した要員が各機関組織本部等との情報伝達を行う。

第2節 応急活動体制

1 配備体制及び災害対策本部等の設置

知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。

また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。

| 体制区分 | 配備体制の基準 | 本部設置 | 配備体制 |
|--------|---|-----------|---|
| 第1非常配備 | 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき | | 総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部次世代社会戦略局情報政策課、環境生活部環境保全局、環境生活部自然環境局、環境生活部ゼロカーボン推進局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。 |
| 第2非常配備 | 1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めるとき | 警戒本部の設置 | 災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 |
| 第3非常配備 | 1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めるとき | 災害対策本部の設置 | 災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。 |

2 第1非常配備（初期活動体制）

(1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。

なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。

第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする。

図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]

| 部 名 | 課 名 | 所 掌 事 務 |
|-------|-----------------------------|--|
| 総務部 | 危機対策課 | 1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関すること。 |
| | 原子力安全対策課 | 1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。 |
| 総合政策部 | 知事室 広報広聴課 | 広報に関すること。 |
| | 次世代社会戦略局 情報政策課 | 防災無線の統制に関すること。 |
| 環境生活部 | 環境保全局 自然環境局 ゼロカーボン推進局 | 緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 |
| 保健福祉部 | 地域医療推進局 地域医療課 | 原子力災害医療活動に関すること。 |

[現 地]

| 機 関 名 | 所 掌 事 務 | |
|-----------|---|--------------------------|
| 後志総合振興局 | 総務課 | 防災無線の統制に関すること。 |
| | 地域政策課 | 危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。 |
| | 環境生活課 | 緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 |
| | 岩内地域保健室 | 医療活動の準備に関すること。 |
| 原子力環境センター | 1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。 | |

(2) 知事は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。

3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等

知事は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

また、警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。

なお、知事は、災害の事態に応じて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。

第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。

図3-2-2 第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）

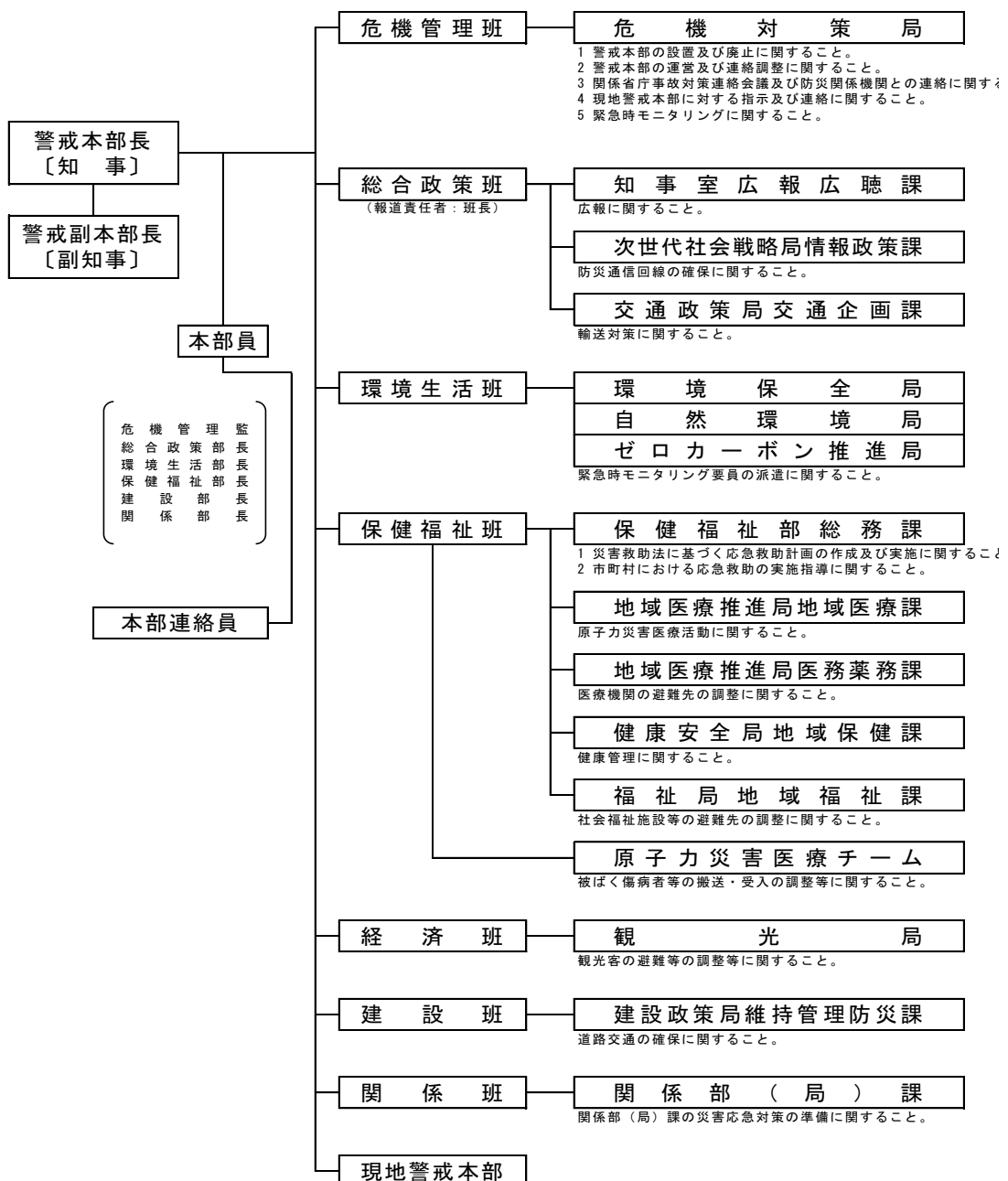
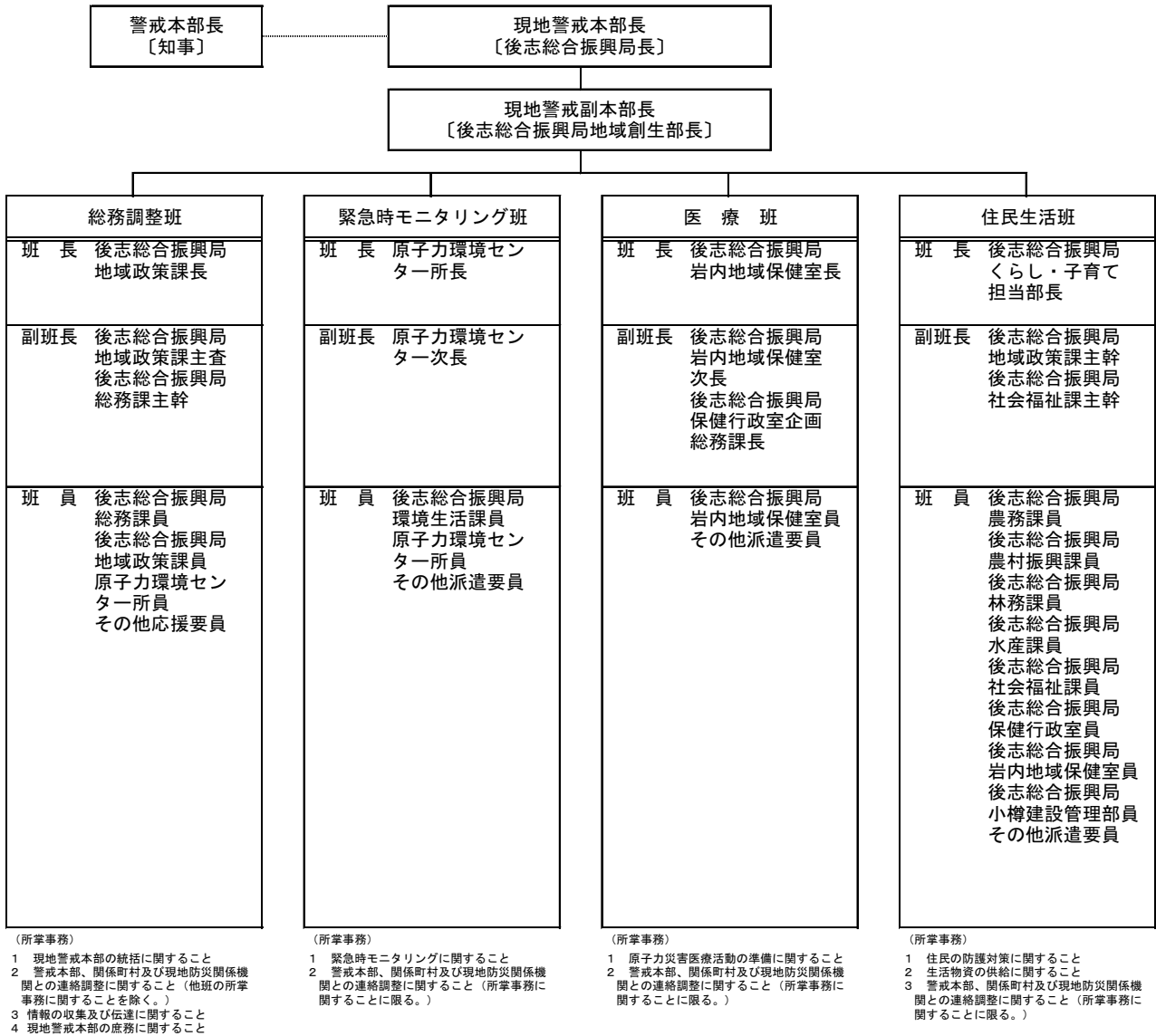


図3-2-3 第2非常配備（現地警戒本部の組織及び主な所掌事務）



(2) オフサイトセンターの設営準備

警戒本部長は、警戒事態が発生した場合、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設営準備への協力を行うものとする。

(3) 関係町村の活動体制

P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、原子力施設の被害状況に応じて、災害応急対策に対応する屋内退避所やバス集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。

(4) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止

知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は基本法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。

また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。

4 第3非常配備（災害対策本部の設置）

(1) 災害対策本部の設置及び組織等

知事は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）した場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。

また、必要に応じて、北海道地域防災計画（本編）第3章第1節第2の1の（3）のアの（エ）に基づき、災害対策本部に指揮室を置くことができる。

第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。

(2) 現地災害対策本部

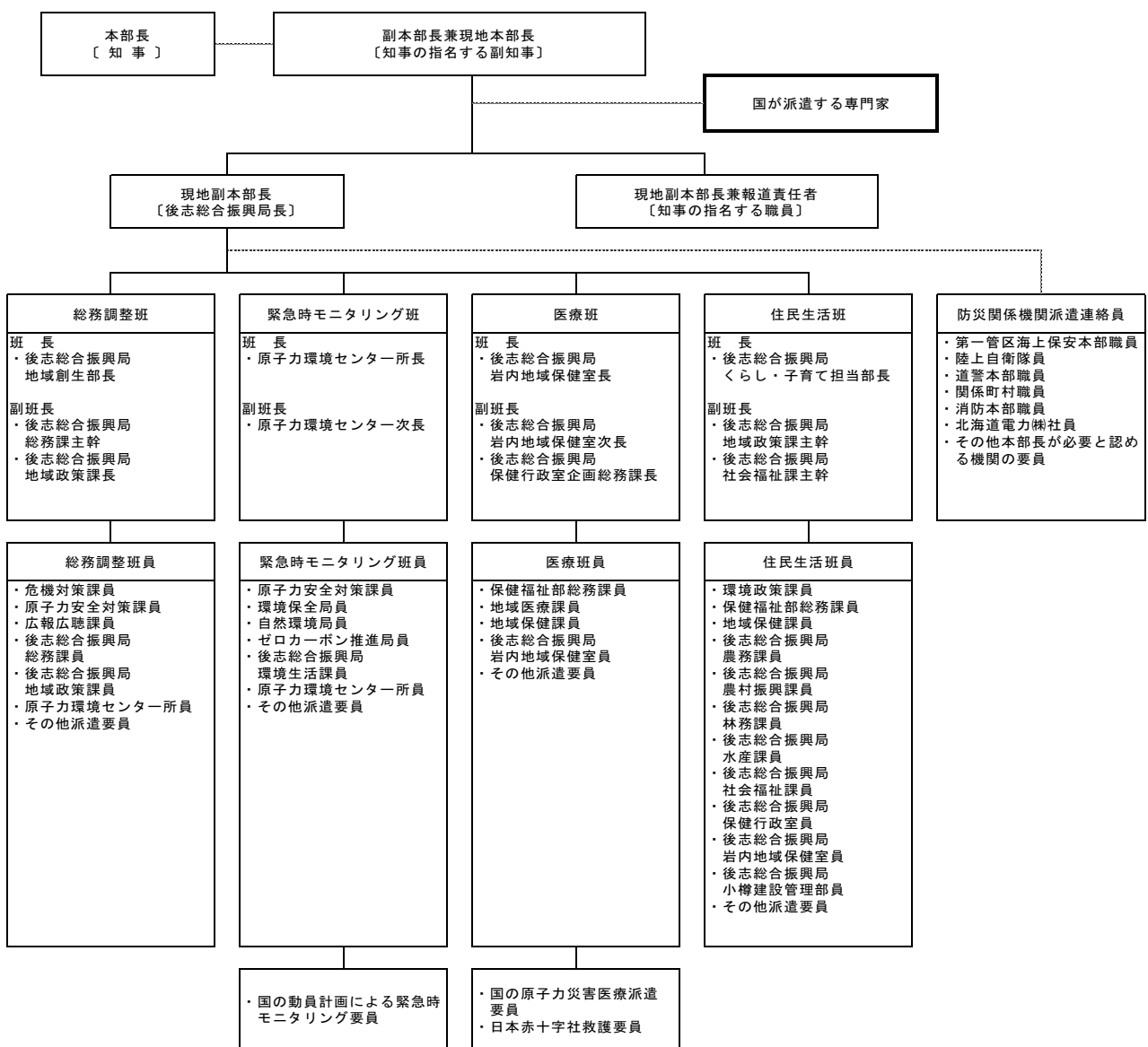
本部長は、前号の規定による災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。

ア 組織及び所掌事務

第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。

なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。

図3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織）



| 班 名 | 所 掌 事 務 |
|------------|---|
| 総務調整班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 現地本部の統括に関すること。 2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（他班の所掌事務に関するものを除く）。 3 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 |
| 緊急時モニタリング班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 |
| 医療班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療活動に関すること。 2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 |
| 住民生活班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 3 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 |

イ 防災関係機関の連絡員の派遣

本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、必要に応じて現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長は、オフサイトセンターにおいて、緊急事態の進展に応じて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

(4) 専門家の派遣要請

本部長は、国に対し、必要に応じ、事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

(5) 防災関係機関等に対する協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。

(6) 関係町村の活動体制

関係町村長（P A Zを有する自治体を除く。）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所やバス集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。

(7) 関係町村への協力体制

道は、関係町村が災害対策本部等を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

(8) 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

道は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合には、自然災害に対応するため先行して設置される災害対策本部に、道としての情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。

この場合においては、災害対策本部危機管理班に「原子力災害対策チーム」（警戒事態にあつては、「原子力災害警戒チーム」）を設置し、住民や防災業務関係者の放射線防護対策、緊急時モニタリング、原子力災害医療など、原子力災害固有の課題に係る必要な対応や各班に対する要請・助言を行うものとする。

(9) 原子力被災者生活支援チームとの連携

道は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

(10) 災害対策本部及び現地本部等の廃止

知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。

なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。

第3節 住民等に対する広報及び指示伝達

1 住民等に対する広報

- (1) 道は、警戒事態発生以後、原子力災害の特殊性に鑑み、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じ広く道民に対し情報提供を行うものとする。
なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。
- (2) 道は、施設敷地緊急事態発生以後、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。
- (3) 道は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。
- (4) 知事は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。

2 道の行う広報及び指示伝達

- (1) 道は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考となる気象情報等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に依りて適切に提供するものとする。
- (2) 道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、直ちに、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、緊急速報メールや道のホームページ等を通じて住民等に対して情報の提供を行うものとする。
また、関係町村に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。
- (3) 道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。
また、関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。
- (4) 道は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ（インターネット）等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。

- (5) 道は、各総合振興局・振興局を通じて各市町村に対して必要な情報を連絡するものとし、各市町村は、住民等に対して必要に応じて情報を提供する。
- (6) 道は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。
- (7) 道が行う広報事項は、おおむね次のとおりとする。
- (ア) 事故の概要
 - (イ) 泊発電所における対策状況
 - (ウ) 災害の現況及び今後の予測
 - (エ) 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況
 - (オ) 住民等のとるべき措置及び注意事項
 - (カ) 避難経路における渋滞情報等
 - (キ) その他必要と認める事項
- (8) 道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

3 関係町村の行う広報及び指示伝達

関係町村は、道から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ、緊急速報メール等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。

関係町村が行う広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) 避難経路における渋滞情報等
- (7) その他必要と認める事項

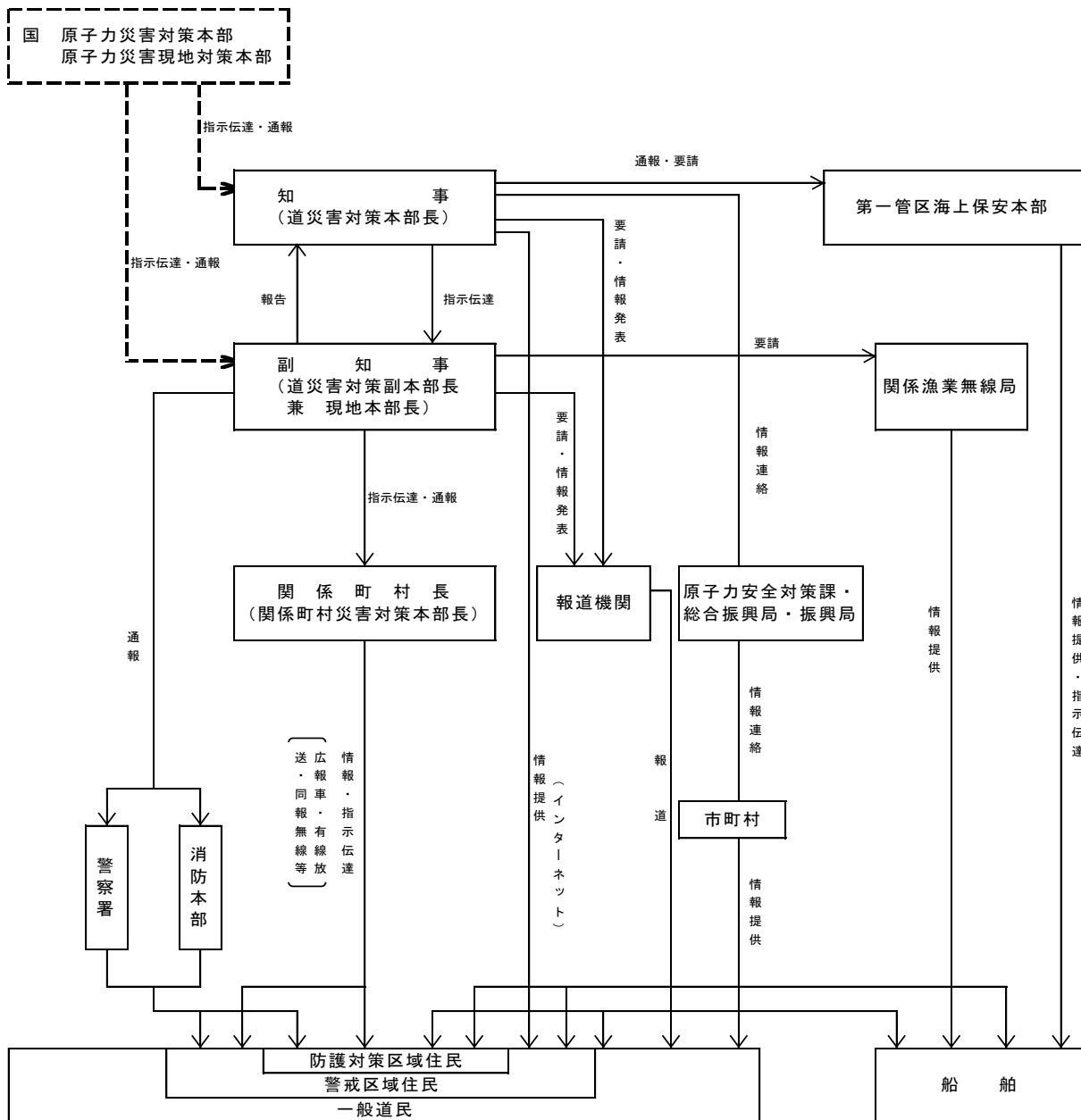
4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請

道は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。

5 その他の防災関係機関の行う広報

防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、道と連絡調整の上、行うものとする。

図 3 - 3 - 1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第4節 緊急時モニタリング

道が行う緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。

なお、国は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。

1 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング班の設置

知事は、警戒事態になった場合、オフサイトセンター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。

また、施設敷地緊急事態に至った際に、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げることから、道の緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリングセンターに参画し国の統括の下で緊急時モニタリングを実施する。

(2) 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請

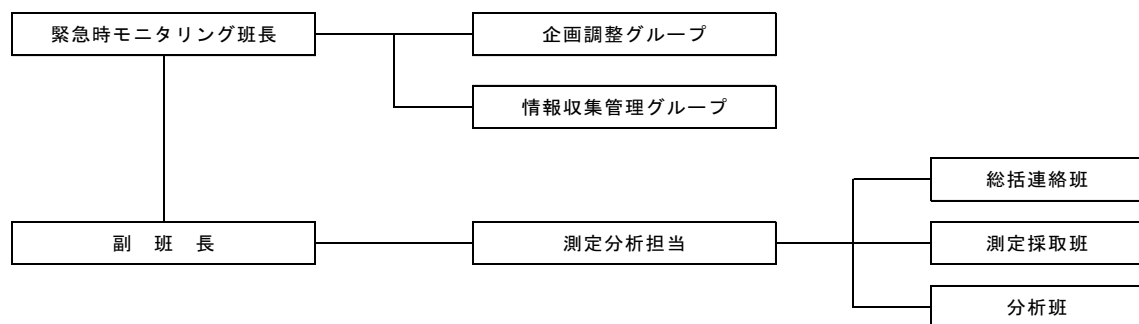
緊急時モニタリング班長は、必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長に対し、国の動員計画による、緊急時モニタリング要員の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。

(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務

ア 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。

図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図



イ 緊急時モニタリング班の業務

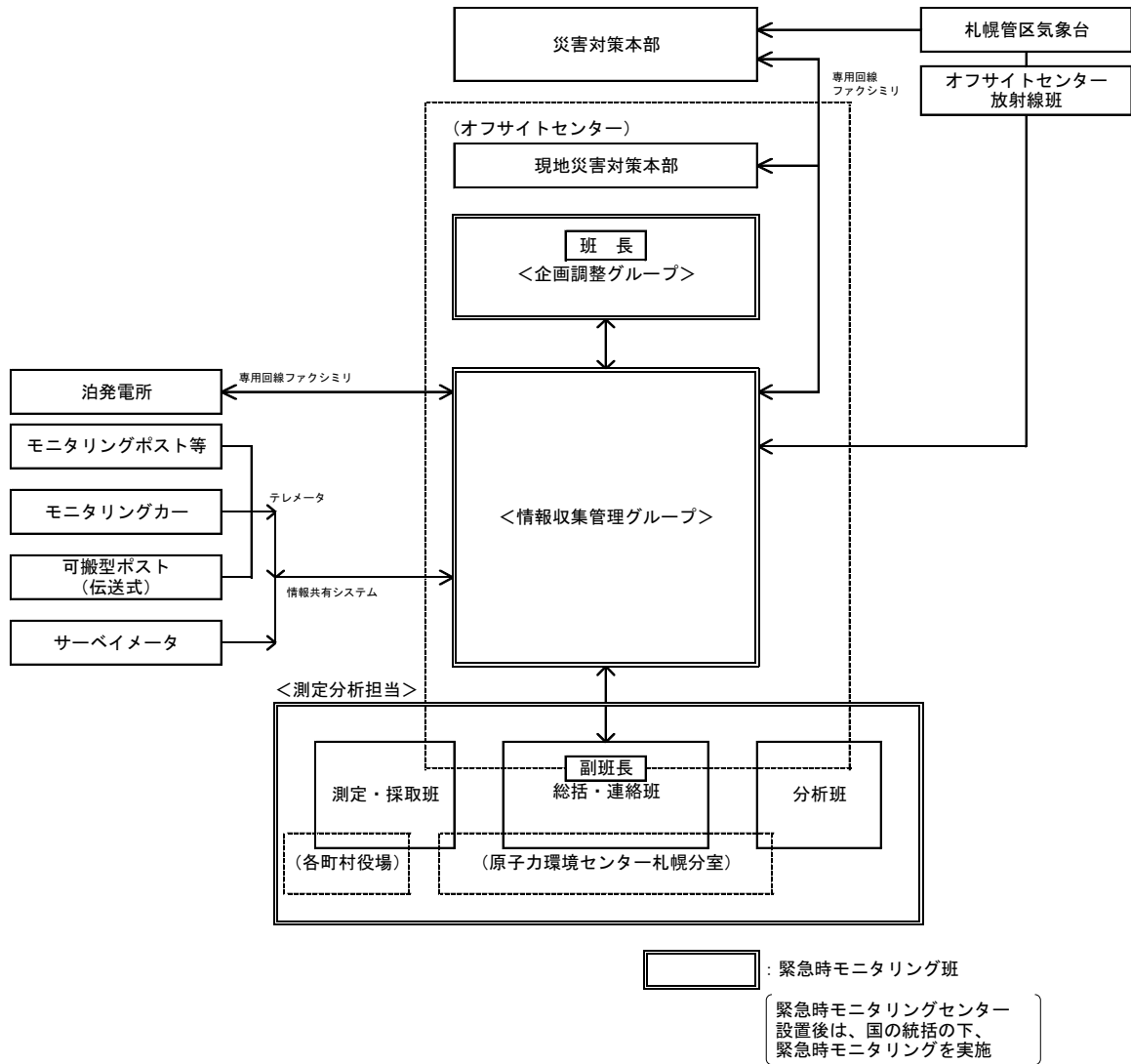
緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。

| グループ | | 業 務 |
|------------|-----------|---|
| 班長 | | 1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括 |
| 副班長 | | 1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理 |
| 企画調整グループ | | 1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理 |
| 情報収集管理グループ | | 1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達 4 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持 |
| 測定分析 担当 | 総括連絡 班 | 1 測定・分析に関するチーム編成 2 指示書に基づいた測定・分析の指示 3 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 4 汚染管理 |
| | 測定採取 班 | 1 空間放射線量率の測定 2 環境試料の採取 |
| | 分析班 | 1 環境試料中の放射性物質濃度の測定 |

ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡

緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。

図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図



注) モニタリング情報共有システムにより、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有を図るほか、測定分析担当の測定・採取班及び分析班の測定結果等のデータを携帯電話回線で伝送する。

2 緊急時モニタリングの実施

(1) 警戒事態のモニタリング

原子力施設の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至った際のモニタリングに備える。

(2) 施設敷地緊急事態のモニタリング

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、事態の進展を把握するためのモニタリングを実施する。

(3) 全面緊急事態のモニタリング

O I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。

O I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングが十分に実施され、かつ要員及び資機材に余裕がある場合には、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集のためのモニタリング」や「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のためのモニタリング」を実施する。

緊急時モニタリングの地点図

(資料3-4-1)

3 緊急時モニタリング結果の報告

緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。

また、施設敷地緊急事態以後は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリング結果を国が集約し、その結果をわかりやすく、かつ迅速に公表するものとされている。

緊急時モニタリング情報報告様式

(資料3-4-2)

第5節 防護対策

道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 防護対策の実施

(1) 防護措置の考え方

道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。

ア 警戒事態における措置等

(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力施設の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、受入準備を要請する。

(イ) P A Z内の関係町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとり、原子力施設の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依頼する。

また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。

(ウ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、道及び関係町村は、相互に協力して、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について、状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の準備を行う。

- a 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- b 避難ルート、避難先の概要
- c 移動手段の確保見込み
- d その他必要な事項

イ 施設敷地緊急事態における措置等

(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。

また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。

(イ) P A Z内の関係町村は、避難計画等に基づき、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。

(ウ) U P Z内の関係町村は、避難計画等に基づき、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。

(エ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、道及び関係町村は、相互に協力して、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の準備を行う。

- a P A Z内の避難者の数及び避難の方針
- b U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- c 避難ルート、避難先の概要
- d 移動手段の確保見込み
- e その他必要な事項

ウ 全面緊急事態における措置等

(ア) 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合は、P A Z内の関係町村に対し、住民の避難及び安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を連絡する。

また、UPZ内の関係町村に対し、住民の屋内退避の指示を連絡するとともに、緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づく防護措置の準備等を行うよう要請する。

(イ) 道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からUPZ内において予防的に避難するよう指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難の指示を連絡する。

また、緊急時モニタリング結果等に基づき、国からUPZ内における安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を連絡する。

(ウ) PAZ内及びUPZ内の関係町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画等に基づき、住民の避難や屋内退避等の防護対策を実施するものとする。

(エ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部、道及び関係町村は、相互に協力して、放射性物質の放出に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の準備を行う

- a UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- b 避難ルート、避難先の概要
- c 移動手段の確保見込み
- d その他必要な事項

エ 放射性物質放出後の措置等

(ア) 国は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うに当たり、道及びUPZ内の該当町村に対し、事前に指示案を伝達し、意見を求めることとしている。

指示案を伝達された道及びUPZ内の該当町村は、当該指示案に対して、速やかに意見を述べるものとする。

(イ) 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村に対し、受入れを要請する。

また、関係町村等から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難等の対象地域、避難先、判断時期等について助言・調整する。

(ウ) UPZ内の該当町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画等に基づき、避難等の受入先となる市町村や避難所となる旅館・ホテル等に受入れを要請するなど、住民の避難等の防護対策を実施するものとする。

オ UPZ外の措置等

(ア) 道は、UPZ外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、国からUPZ外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を連絡するものとする。

(イ) 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村の調整を行う。

(ウ) UPZ外の該当市町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、住民の屋内退避を実施するとともに、さらに緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示等があった場合には、避難等の防護措置を実施するものとする。

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

(別添1)

OILと防護措置について

(別添2)

緊急時における防護措置の概要

(資料3-5-1)

(2) 避難等の指示

ア 知事は、避難等の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難等に必要な事項を指示するものとする。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況と今後の予測

(ウ) 講じている対策と今後とるべき措置

(エ) 避難等を行う防護対策区域

(オ) 避難等に当たっての注意事項

(カ) 避難経路における渋滞情報等の提供

(キ) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項

(ク) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項

(ケ) その他の必要な事項

イ 知事は、避難等の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難等を円滑に行うため、協力を要請するものとする。

ウ 関係町村長は、知事から避難等の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策区域内の住民等に対して、避難等の措置を講ずるものとする。

エ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。

ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

防護対策区域図

(資料3-5-2)

避難先

(資料3-5-3)

避難経路

(資料3-5-4)

(3) 避難等の方法

ア 避難等は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、関係町村長は、避難計画において、具体的な避難等の方法をあらかじめ定めるものとする。

また、道は、関係町村の避難等が円滑に行われるよう支援するものとする。

なお、関係町村は、避難等に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難等を行う者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。

イ 関係町村は、避難等の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。

また、自力で避難等を実施できない者等の救出に、特に留意するものとする。

- ウ 関係町村は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難等の実施状況を確認し、取りまとめるものとする。
- エ 関係町村は、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。
- オ 関係町村は、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、避難所等において、甲状腺被ばく線量モニタリングを受けるよう周知するものとする。

避難退域時検査場所候補地一覧

(資料3-5-5)

(4) 屋内退避の指示

ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。

なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況と今後の予測
- (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避を行う防護対策区域
- (オ) その他の必要な事項

イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

ウ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、当該町村内の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。

エ 知事は、関係町村長からウの要請があった場合には、隣接する市町村と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難な場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定するものとする。

オ 知事及び関係町村長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。

カ 関係町村長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

(5) 屋内退避の方法

屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。

ア 関係町村は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ 道は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする

(6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

ア 関係町村長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設等に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での

屋内退避を指示するものとする。

イ 知事は、関係町村長がアの屋内退避を指示した場合は、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。

ウ 道及び関係町村は、アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護に当たらせるものとする。

エ 道及び関係町村は、国と協議の上、アの屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。

放射線防護施設一覧

(資料3-5-6)

(7) その他

本部長及び関係町村長は、避難等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。

また、避難等の誘導の担当者もこの旨を、必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

(資料3-5-7)

2 避難等の誘導

町村の職員、消防職(団)員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員は、緊密な連携の下、1-(2)で決定した防護対策区域内の避難行動の単位となる対象地区ごとに、住民等の避難等の状況、渋滞情報等を確認しながら避難等の誘導を実施するものとする。

なお、避難等に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合には、海上保安官が助言を与えることができる。

本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、避難所や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、避難経路の渋滞情報、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

関係町村職員、消防職(団)員数等

(資料3-5-8)

3 一時滞在場所の設置

(1) 本部長の要請

知事は、避難等の防護対策区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、基本法第72条第1項の規定に基づき、一時滞在場所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。

また、知事は関係町村長から、一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援の要請があった場合は、当該一時滞在場所へ職員を派遣するなど、必要な支援を行うものとする。

(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置

知事から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

(3) 関係町村長の措置

関係町村長は、知事から避難等の指示の連絡を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞在場所及び避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。

また、関係町村長は、必要に応じて、道に一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援を要請する。

4 要配慮者等への配慮

(1) 道は、関係町村と連携し、国の協力を得て、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮して避難誘導を行うとともに、避難所での生活に関しては、要配慮者の健康状態の把握や福祉施設職員等の応援体制の整備、仮設住宅への優先的入居並びに高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、道は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとし、道内の医療機関では転院に対処できない場合には、関係都府県及び国に対し、受入協力を要請するものとする。

(3) 社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

5 観光客等の安全確保

(1) 道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し、観光客等に災害情報や必要な防護措置を伝達するとともに、宿泊事業者等に対して施設を利用する観光客等への情報伝達や、利用人数や移動手段の有無などの状況把握、避難誘導などの対応を要請するものとする。

(2) 道及び関係町村は、観光客等に対し、施設敷地緊急事態において自家用車など移動手段がある場合には、予防的にUPZ外に退避するよう要請するとともに、移動手段がない場合には、滞在する地域の住民に準じた防護措置をとるよう要請するものとする。

(3) 道及び関係町村は、外国人の観光客等に配慮し、多言語での情報伝達を行うほか、宿泊事業者等に対しても、必要に応じて観光客初動対応マニュアルに掲載する多言語での文例を活用した情報伝達を行うよう要請するものとする。

(4) 道は、外国人の観光客等からの問い合わせや帰宅・帰国支援等に対応するため、多言語による相談対応や情報提供等を行う窓口を設置するほか、国際協力団体等の関係団体と連携し、外国人の安全確保や様々なニーズへの対応を速やかに行うものとする。

6 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、これを行った場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。

7 仮設住宅等の活用

道は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅や民間賃貸住宅等、利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。

8 警戒区域の設定

関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合は、知事の指導、助言を得て、基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

9 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置

道は、関係町村が設定した警戒区域又は避難を指示した地域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定や避難指示等の実効をあげるために、次の措置等を行うものとする。

(1) 陸上の立入制限等の措置

北海道警察本部長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、避難等の防護対策区域や警戒区域における立入制限又は立入禁止の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請する。

(2) 海上の立入制限等の措置

海上における防護対策区域に該当する海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請する。

10 防護対策区域及び警戒区域内の警備

北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、避難等の防護対策区域及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。

11 防災業務関係者の防護対策

道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、避難等の誘導、救出、警備等の応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。

また、被ばくの可能性がある環境下で応急対策に従事する防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとし、応急対策活動期間中の放射線防護に係る指標は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
- (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業に被ばくの可能性がある環境下で従事する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。
- また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。

12 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策

道は、住民輸送業務、物資輸送業務及び道路等の復旧・維持に関する業務など応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する民間事業者が適切な被ばく管理を行うため、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。

また、これらの応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する民間事業者の被ばく線量は、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告における計画被ばく状況（平時）の一般公衆の被ばく線量限度である1 mSvを超えないよう、道と民間事業者が緊密な連携を図り、管理するものとする。

13 飲食物の摂取制限等の措置

- (1) 道は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、国から地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 道は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。なお、国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、道に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について道に指示するものとされている。
- (3) 道は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

OILと防護措置について
農林水産物関係の防災対策に当たる職員等

(別添2)
(資料3-5-9)

第6節 感染症対策

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、別に定める「感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針」に基づき、道及び関係町村は連携して感染症対策を講ずるものとする。

第7節 原子力災害医療活動

原子力災害医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は、「原子力災害医療活動実施要領」によるものとする。

1 原子力災害医療活動の基本的体制

原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難所等のほか、原子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」からなる。

また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。

(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応

ア 原子力発電所における対応

応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、原子力災害拠点病院等に患者を搬送する。

イ 避難退域時検査場所等における対応

道は関係機関の協力を得て、OILに基づく避難等の指示を受けた住民等の放射性物質の付着状況を確認するための検査を行うとともに、OIL 4以下でない住民等の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。

さらに、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させる。

また、避難退域時検査場所に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。

ウ 避難所等における対応

道は関係機関の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するための甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

(2) 原子力災害医療協力機関における対応

原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。

- ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。
- ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。
- ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣を行うこと。
- ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。
- ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。
- ・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。
- ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。

(3) 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

- ・シャワー設備等による身体の除染
- ・局所又は高線量被ばく患者の診療
- ・内部被ばくの可能性がある者の診療
- ・合併症の根本的な治療
- ・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等

(4) 高度被ばく医療支援センターにおける対応

高度被ばく医療支援センターは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、長崎大学、福島県立医科大学、広島大学及び弘前大学が担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。

なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。

- ・重篤な外部被ばく患者の診療
- ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療
- ・重篤な合併症の診療
- ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等

(5) 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応

原子力災害医療・総合支援センター（北海道は、弘前大学が担当）は、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。

- ・高線量被ばく傷病者の救急治療
- ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整

(6) 道における対応

知事は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、本部内に組織される保健福祉班に、原子力災害対策指針に定める原子力災害医療調整官として別に定めるものを長とする原子力災害医療チームを置く。

原子力災害医療チームは、現地警戒本部又は現地本部の医療班と連携して、必要に応じて次の対応を行う。

- ・被ばく傷病者等の搬送先を医療機関、消防機関等に指示
- ・他府県に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請
- ・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の投与について伝達

2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制

(1) 医療班の設置

知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びそのおそれがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。

(2) 関係機関等への協力要請

道は、医療チーム等の設置に当たり、必要に応じて独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

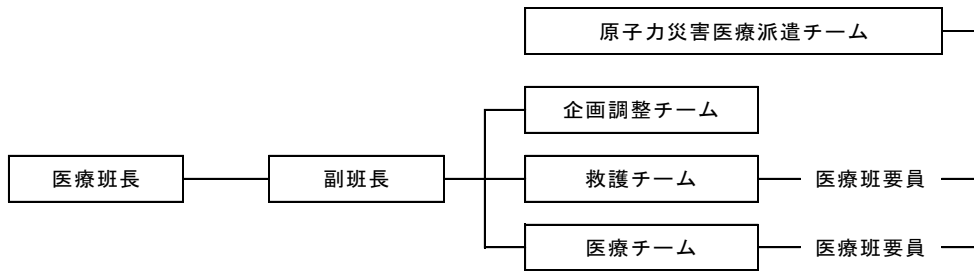
また、避難退域時検査等の支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の取扱いに習熟している要員の派遣を要請する。

(3) 医療班の組織及び業務

ア 医療班の組織

医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-7-1のとおりとする。

図 3 - 7 - 1 医療班の組織図



イ 医療班等の編成基準及び業務

| チーム名 | 編成基準 | 業 務 |
|-------------|--|--|
| 企画調整 チーム | 主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。 | 1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設 |
| 救護 チーム | 派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。 | 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施 |
| 医療 チーム | 放射線医療に従事する医師、看護師、診療放射線技師等によって編成する。 | 1 避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備 2 避難所等における甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 |

(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。

医療班のチーム編成

(資料 3 - 7 - 1)

傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等

(資料 3 - 7 - 2)

(ア) 企画調整チーム、救護チーム及び医療チームには責任者をおき、各責任者はそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。

(イ) 救護チームは、屋内退避施設、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。

(ウ) 医療チームは、必要に応じて高度被ばく医療支援センターからの専門派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、避難退域時検査場所等において住民等の検査、簡易除染等を実施するとともに、簡易除染等によっても O I L 4 以下とならない場合や内部被ばくが疑われる場合には、指定した

原子力災害拠点病院に搬送するための準備を行うものとする。

また、避難所等において甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

- (エ) U P Z内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策区域に決定した場合は避難等を行う。その際、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。

3 原子力災害医療活動等の実施

(1) 原子力災害医療活動の実施

原子力災害医療活動は、図3-7-2で示す系統図により行うものとする。

(2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容

ア 救護所の開設

医療班長は、住民等に対する屋内退避又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに対し、避難退域時検査場所等の必要と認められる場所に救護所を開設するよう指示する。

イ 救護所の責任者

救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。

ウ 一般医療の実施

救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

エ 避難退域時検査の実施

医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果が40,000cpm（β線）以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。

オ 簡易除染の方法

検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、40,000cpm（β線）以下にならない車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。

O I Lと防護措置について

(別添2)

カ 原子力災害拠点病院等への搬送

医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。

また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の原子力災害拠点病院等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部の原子力災害医療チームを通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。

キ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

医療チームは、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、避難所等又はその近傍の適所においてサーベイメータ等を用いて簡易測定を実施するものとする。スクリーニングレベルを超える者は、甲状腺モニタ等がある原子力災害拠点病院等で詳細測定を行う。

なお、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者は、O I Lに基づく避難等を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。

また、乳幼児については、測定困難な場合に行動を共にした保護者等を測定することで、乳幼児の線量を推定する。

(3) 泊発電所内における医療活動の実施

泊発電所内で被ばく患者が発生した場合、泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。搬送に当たっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。

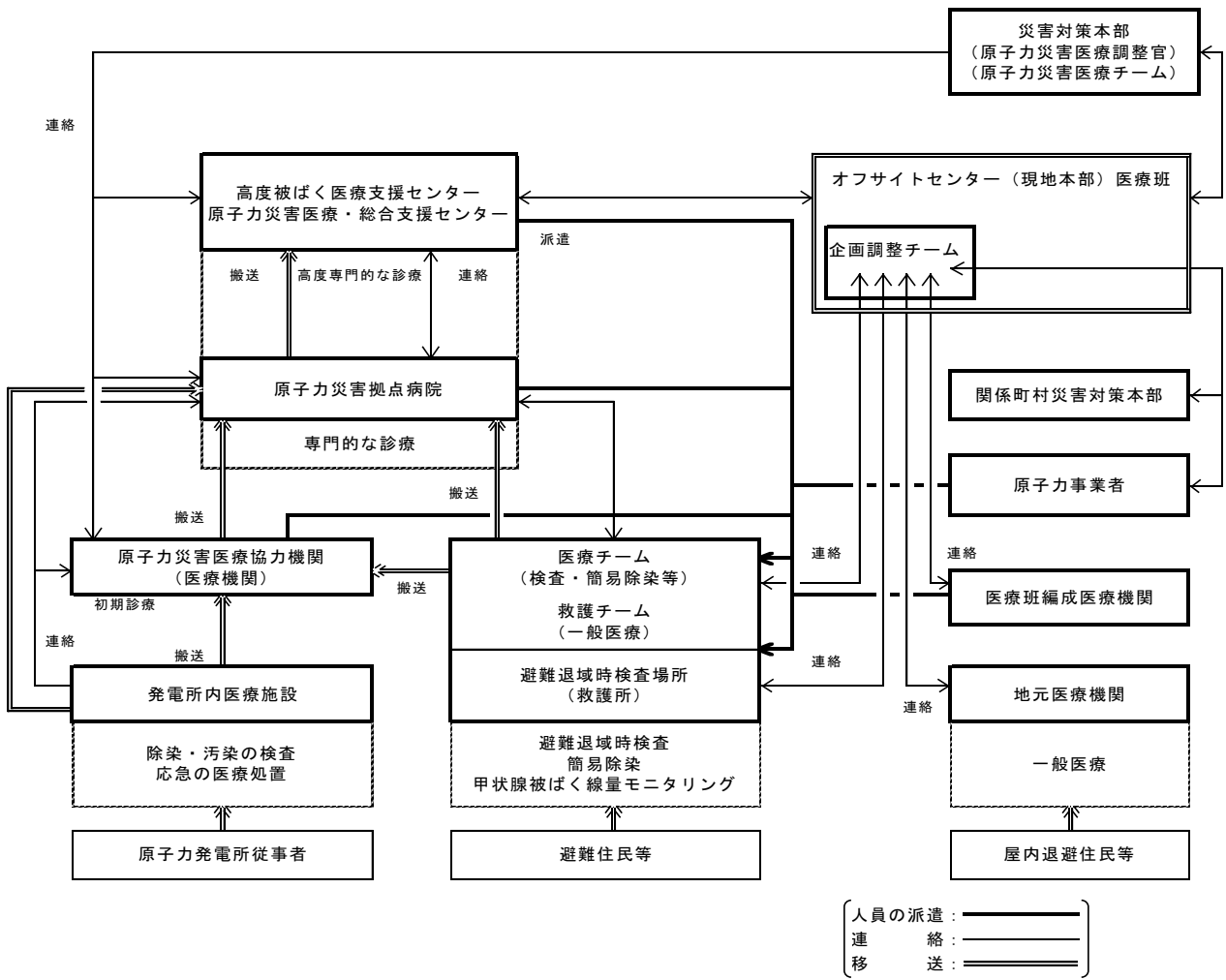
(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示

知事は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からのP A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続きによって、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。

また、U P Z内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、知事は、避難等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。

なお、緊急の場合は、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処態勢を確保するものとする。

図3-7-2 原子力災害医療活動連絡系統図



第8節 緊急輸送活動及び必需物資の調達

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

道は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材

(イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

(ウ) 避難者、負傷者等

(エ) 屋内退避施設、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材

(オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(カ) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 道は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 道は、原子力災害時において実施する災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。このうち住民等の避難に要するバスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、一般社団法人北海道バス協会に要請し、住民避難用バスを確保するものとする。

ウ 道は、人員、車両の不足や、道路寸断など不測の事態が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。

エ 道は、ウによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

原子力災害時における住民避難用バスの確保について

(資料3-8-1)

緊急輸送車両状況

(資料3-8-2)

(4) 緊急輸送のための交通確保

ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針

北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、P A Zなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。

イ 交通の確保

北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、一般社団法人北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

2 生活必需物資の調達

(1) 飲料水及び飲食物の供給

知事は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画（本編）第5章第16節（給水計画）及び同章第15節（食料供給計画）に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。

(2) 生活必需物資の供給

知事は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策区域住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。

また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国又は国の現地対策本部に物資の調達を要請する。

第9節 行政機関の業務継続計画に係る措置

(1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。

道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策を支援する。

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。

(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

(ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去

(エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動

(オ) 緊急時モニタリングの実施

(カ) 遮へい対策の実施

(キ) 立入制限区域の設定

(ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置

(ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置

(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。

(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線量率の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第2節 現地事後対策連絡会議の出席等

知事（本部長）は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。

なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

道は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

道は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を確認するものとする。

北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

1 被災住民の登録

道は、関係町村に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。

被災地住民登録様式

(資料4-6-1)

2 損害調査の実施

道は、関係町村に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。

- (1) 屋内退避、避難等の措置
- (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) その他町村長が指示した事項

3 健康調査の実施

道は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。

4 諸記録等の作成

道は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置、原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

道は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 道は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

道は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

第12節 物価の監視

道は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第13節 原子力事業者の災害復旧対策

1 災害復旧計画の作成

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

2 道等が行う災害復旧対策への協力

原子力事業者は、環境放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。

3 損害賠償請求等への対応

初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分を判断するEALの枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

なお、泊発電所1, 2, 3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。

別添1

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

| 警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。) | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|-------------------------------|
| ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|---|
| ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 |

| 全面緊急事態を判断するEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|---|
| ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|--------------------------------------|
| <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|--|
| <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| 全面緊急事態を判断するEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--|--|
| <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

O I Lと防護措置について

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | | | 防護措置の概要 |
|-----------------------|-----------------|--|---|---------------|--------------------------|--|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| | O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) | | | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施 |
| 早期防護措置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 飲食物摂取制限 ^{※9} | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ^{※7} | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{※8} | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が 20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について

| | | |
|-------------|--|--|
| 平 常 時 | <p>第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等</p> | <p>【国の対応】 原子力運転検査官を現地に配置し、 巡視、検査などを実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>運転状況、設備の保全状況、 保安規定の遵守状況等</p> |
|-------------|--|--|

| 体制区分 | 配備体制及び災害対策本部等の設置の基準 | 体制設置 | 配備体制 |
|----------------|--|-----------|---|
| 第1 非常 配備 | 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき | | <p>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、情報統計局情報政策課、環境生活部環境局、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【国の対応】 ◆ 情報収集事態の発生通報 泊村において震度5弱又は震度5強の地震の発生を認知した場合 [防災専門官による原子力施設の状況把握 自治体への連絡] </p> |
| 第2 非常 配備 | <p>1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき</p> <p>2 その他特に知事が必要と認めたとき</p> | 警戒本部の設置 | <p>災害応急対策に関係ある部の所要人員</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【国の対応】 ◆ 警戒事態の発生通報 警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合 [防災専門官による原子力施設の状況把握 自治体への連絡] </p> |
| 第3 非常 配備 | <p>1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき</p> <p>2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき</p> <p>3 その他特に知事が必要と認めたとき</p> | 災害対策本部の設置 | <p>災害応急対策に従事することができる全職員</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【国の対応】 ◆ 施設敷地緊急事態の発生通報【原災法第10条】 [関係省庁事故対策連絡会議] [現地事故対策連絡会議 [オフサイトセンター]] ◆ 原子力緊急事態宣言【原災法第15条】 [関係省庁事故対策連絡会議] [原子力災害現地対策本部の設置] [原子力災害合同対策協議会 [オフサイトセンター]] </p> |

緊
急
時

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）

| | | |
|----|----------|---|
| 沿革 | 昭和61年9月 | 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）作成 |
| | 昭和62年12月 | 緊急時環境放射線モニタリング実施要領 及び原子力災害医療活動実施要領（旧緊急時医療活動実施要領）作成 |
| | 昭和63年7月 | 修正 |
| | 昭和63年9月 | 修正 |
| | 平成2年3月 | 修正 |
| | 平成3年3月 | 修正 |
| | 平成4年3月 | 修正 |
| | 平成5年3月 | 修正 |
| | 平成6年3月 | 修正 |
| | 平成8年3月 | 修正 |
| | 平成10年3月 | 修正 |
| | 平成11年2月 | 修正 |
| | 平成12年3月 | 修正 |
| | 平成12年10月 | 修正 |
| | 平成13年2月 | 修正 |
| | 平成14年3月 | 修正 |
| | 平成15年3月 | 修正 |
| | 平成16年3月 | 修正 |
| | 平成17年1月 | 修正 |
| | 平成18年3月 | 修正 |
| | 平成19年3月 | 修正 |
| | 平成20年7月 | 修正 |
| | 平成21年10月 | 修正 |
| | 平成23年1月 | 修正 |
| | 平成25年1月 | 修正 |
| | 平成25年5月 | 修正 |
| | 平成26年3月 | 修正 |
| | 平成27年6月 | 修正 |
| | 平成28年5月 | 修正 |
| | 平成29年5月 | 修正 |
| | 平成30年5月 | 修正 |
| | 令和元年5月 | 修正 |
| | 令和2年12月 | 修正 |
| | 令和3年11月 | 修正 |
| | 令和5年1月 | 修正 |

北海道地域防災計画

（原子力防災計画計画編）

発行

令和5年（2023年）1月

発行人

北海道防災会議

（事務局）

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

問い合わせ先：防災係

電話：011-206-6758（直通）

FAX：011-232-1101（直通）